

2014.8.1 発行

発行人 永 沢 晃
東京都新宿区百人町 1-16-18

センチュリービル2F

TEL 03 (3360) 3871
FAX 03 (3360) 3872

FAX 03 (3360) 3870

E-mail tzzkc@nifty.com

第21回通常総会開催、多数の参加を！

8月25日(月)午後1時御茶ノ水全労連会館

◆全会員が構成員

センターの21回目の通常総会は、8月25日(月)御茶ノ水の全労連会館で午後1時から開催されます。

昨年の総会で定款の改正が行われ、賛助会員制度を廃止し全員が平等の権利を有する「会員」という位置付けになりました。その初めての総会になります。全会員が総会の構成員となります。ぜひとも多数の会員が総会に出席され、総会を盛り上げていただきたいと思います。また、総会に引き続いて行われる特別講演、レセプションも合わせてご参加ください。

なお、やむを得ず欠席の場合は必ず「委任状」を提出くださるようお願いします。

❖ 出資金全額返還を決議

総会では旺盛に展開された1年間の活動の報告、会計報告、2014年度活動方針、予算のほか、センター定款、運営規則の改正が議題になります。

内容は昨年の総会で出資金制度の廃止が決まり、それまで拠出されている出資金については当面預りとしていました。これについて「出資金制度を廃止したからには返還すべきだ」との意見が出され、理事会で検討の結果全額返還が確認されました。総会ではこのことを確認し、関連する定款、運営規則の改正を決議していただくことになりました。

- ◆ 「差押え—実践・滞納処分の対処法」
5,000部完売の勢いを新年度方針に

2012年から取り組まれた「差押え一実践・滞納処分の対処法」はセンター始まって以来の5,000部という発刊部数をほぼ完売しました。これに関連する講演、シンポジウムなども多数開催され、全商連をはじめとして、地方税関係者など幅

広い交流関係が生まれました。この勢いを来年度の活動にさらに飛躍させましょう。

❖特別講演は

立命館大学法学部教授 望月 爾・氏

総会に引き続いでの特別講演は「国税通則法改正と納税者の権利のあり方」と題して立命館大学法学部、望月 爾（ちか）教授にお願いしました。望月氏は慶應義塾大学、静岡大学大学院を卒業。「演習ノート租税法」を三木義一・中村芳昭教授とともに著し、納税者権利憲章などにも詳しい先生です。ご期待ください。

◆ 総会後のレセプションで交流を

特別講演の後、17時40分頃より同じ会場でレセプションを開催します。日頃センターとしての会員交流の場があり設定する機会がありません。年1回の総会後のレセプション。是非交流の場として盛り上げたいと思います。ご都合で総会に参加できない

会員の皆さんも、特別講演、レーションのみの参加も可能ですので是非ご参加ください。

公開講座、
総会と数少
ない会員交
流の場、日
頃の想いを
語り合いま
しょう。



「天空」／トルコ・カッパドキア



「小さく産んで大きく育てる」という言葉がある。かつて、安産と母子の健康を願う親兄弟ら家族の祈りでもあった。こういう日本の古い情緒ある言葉を、政治目的達成のためにいとも簡単に踏みにじる政治家たちがいる。消費税がそうだ。1989年3%で導入、その後5%、8%と続き、2015年には10%を目指している。導入から26年間、四半世紀をかけて大きく成長させようとしているわけだ。

日経新聞が6月30日付で報道した世論調査(カッコは無党派層)では「集団的自衛権を使えるようにすべきだ」34%(25%)、「使えるようにすべきではない」50%(57%)。「解釈改憲での自衛権の行使」に賛成29%(18%)、反対54%(62%)という。このように、国民の多くが反対する中、7月1日安倍内閣は現行憲法を解釈で変更して憲法第9条のもとでも集団的自衛権が行使できるようにする閣議決定をした。まず、このことに抗議する。

政府・与党は今回の集団的自衛権を認めた閣議決定の中身はあくまでも「限定的」だという。「同盟国」の戦争を支援するために海外に出動する戦争が「限定的」ということがあり得ようか。敵対してくる国がある時“限定”を超えてきたら、そこで“戦いをやめる”とでもするのであろうか。そんな“戦争”があり得ようか。まして「限定」を判断するのは時の政府であり、海外での武力行使が際限なく広がる可能性がある。「限定」とい、「小さく産んで」、ここでも政治家のごまかしに使われている。このように、「限定」などと姑息な言い回しで国民をだまし続けようとし、憲法第9条をなし崩し改悪する仕組みづくりに再度の

抗議をするものである。「憲法もある日気が付いたら、ワイマール憲法もいつの間にナチス憲法に変わっていた。誰も気が付かないで変わった。あの手口、学んだらどうかね」(2013/7/29)という麻生副総理の含み笑いが見えてくる。

閣議決定には「積極的平和主義」という語が3か所出てくる。その「積極的平和主義」は昨年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」に明示されている。部分的に引用すると「国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安全及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。このことこそが、我が国が掲げるべき安全保障の基本理念である。」という。ここでは「積極的平和主義」は安全保障の基本理念であると定義している。この「理念」が今回の閣議決定には貫かれているわけである。安保法制懇の北岡伸一座長代理は積極的平和主義について「これまでの日本は『悪いことはせず、軍備はなるべく持たない』という消極的な平和主義だった。それを超えた世界平和への貢献が必要」(2013/10/1朝日)と述べ、すなわち、「世界平和」のためには積極的に軍備を持つんだといっているわけである。

また、今回の閣議決定は、半世紀を超える長い国会論戦の積み重ねによる、歴代政府の政府見解となっていた「憲法9条のもとでは集団的自衛権の行使は許されない」という「憲法違反」の解釈を、いとも簡単に閣議という密室で、国民の目が届かないところで、「合憲」としたのである。時の権力者から国民を守るという立憲主義の立場に立つ憲法を、国民の合意なしに憲法解釈を変えることは断じて許されない。このことに再三の抗議をするものである。

権力を制約するという立憲主義は行政権に対する制約であるともいえる。時の政府が勝手に立憲主義をないがしろにできるのであれば、全くの私見ではあるが、行政権を持つ国税庁が、ある日突然、主権者である納税者・国民の権利を侵害してくることも許されるという極論も成り立つのではなかろうか。

政府は今回の閣議決定のもと、自衛隊法など10本以上の関連法の「改正作業」をはじめた。来年の通常国会に「一括法」で上程することを検討しているという。
(次ページへ)

(前ページより)

国会議員一人一人の良識が問われることになるが、我々国民がどれだけの世論と運動を盛り上げるか

が、大きなカギであろう。「小さく産まされて」四半世紀経ってみたら、孫たちが徴兵されていた、ということがないためにも（文責・飯島）

安倍政権の税制政策に異議あり

安倍晋三内閣は、6月24日、経済財政運営の「骨太方針」と成長戦略の改訂版を閣議決定した。法人税の税率を来年度から大幅に引き下げる事を正式に決定した。これを受け、政府税制調査会も、27日、「法人税の改革について」の基本方針を了承した。消費税を増税する一方で、法人税減税を強行する姿勢である。来年10月から消費税の税率10%への再増税が予定されている。安倍首相は、消費税率10%への引き上げの是非について、2014年内に判断することを表明している。7月から9月期の国内総生産（GDP）速報値が11月17日に発表された後に、有識者による景気の集中点検会合を開き、12月初めをめどに判断することである（東京新聞7月22日付—甘利明経済再生担当大臣の発言）。

財界首脳が手放し賛美の法人税減税

法人税の税率を、国税と地方税を合わせた実効税率で現在の35%前後から20%台に引き下げる減税は、財界・大企業が強く要求していたものである。安倍内閣の閣議決定に対し、経団連の榎原定征会長は「画期的な方針」、経済同友会の長谷川閑史代表幹事も「決定を評価する」と発言、財界首脳は、手放しの賛美である。ともに、産業競争力会議の民間議員である。

すでに、2014年度税制改正で、復興特別法人税の1年前倒し廃止をはじめとして、投資減税や大企業の50%交際費損金算入制度など、1.5兆円もの減税が実施された。それに加えての今回の法人実効税率の引き下げである。法人税は、諸外国より高いとの口実で引き下げられてきたが、租税特別（優遇）措置などの政策減税措置で、実際の税負担は表面の実効税率よりかなり低い。例えば、欠損金の繰越控除制度や外国子会社配当益金不算入制度などの影響により、日本最大の企業トヨタ自動車も5年間にわたり、法人税を納税していない。

政府税制調査会の「法人税の改革について」

政府税制調査会の「法人税の改革について」は、法人の実効税率の引き下げと同時に、「広く薄く」負担を求める構造にするとして、赤字法人や中小企業への課税強化を打ち出している。具体的には、中小法人に対する800万円以下に適用される軽減税率の見直し（廃止）、「法人成り」によるオーナー給与への課税強化、公益法人課税、例えば社会福祉法人の介護事業などの非収益課税の見直し、現行の収益課税の限定列举から原則課税への転換、中小法人への法人事業税の外形標準課税導入などである。つまり、法人課税の応能負担の原則の一層の形骸化と応益的負担構造への変質である。消費税創設時の「広く薄く」というキーワードを法人課税にも波及させるものであるが、それは大企業から中小企業へ税負担がシフトすることを意味する。儲かる企業には減税、儲けることのできない企業には増税という露骨な「弱肉強食」型税制の構築である。

法人税減税と引き換えに消費税の増税を行えば、圧倒的国民には大きな負担となり、株主である経営者や大富豪は得をする。一部の人々だけが栄えても、経済全体が富むことにはならない。安倍内閣は、国民の老後の命綱である国民年金と厚生年金の積立金約130兆円を株式投資に注ぎ込む方針を出した。年金の運用は安全第一が原則である。株価で内閣の支持率を下支えするためらしいが、損失を被ったときの責任は誰がとるのか。亡国の安倍政権とは、訣別のときである。

（税財政センター会員・八代 司）



センター活動日誌

2014. 4.19 税制懇親会
 4.22 第一経営研修会
 4.22 法律・会計事務所労働組合
 4.23 神奈川土建
 4.29 前橋民商
 5.10 東京学習会議
 5.16 東京土建一般労働組合
 5.30 神奈川新人会
 6. 6 不公平な税制をただす会総会
 6. 9 東京土建
 6.14 T C フォーラム総会
 6.15 渋谷区労連 「税金学習会」
 6.19 横須賀市の不当な差押えをやめさせる市民の会
 6.22 埼玉土建比企西部支部
 6.25 厚木民商

新入会員紹介

※会員

- ◎ 大西 和正
 住所 〒062-0937
 札幌市豊平区平岸 7-14-2-12-505
 TEL/011-833-6159
 事務所 〒060-0061
 札幌市中央区南 1 西 10-4-168
 ほくえいビル 3F
 TEL/011-211-5721 FAX/011-211-6895
- ◎ 大滝 賢治
 住所 〒006-0014
 札幌市手稲区富丘 4-4-2-7
 TEL/011-681-3040 FAX/011-681-3040
 事務所 〒060-0052
 札幌市中央区南 2 東 2 大都ビル 8F
 TEL/011-222-2677 FAX/011-221-8655



「天驅ける」 トルコ・カッパドキア

ホームページ情報

<http://touzeiken.net/>

- ・第 50 回公開講座報告
 - ・第 85 号、86 号会報
- ご意見ご要望は center@touzeiken.net

ザ・コラム

六月十八日、東京税理士会第五十八回総会が開かれた。会員二二、三四五名のうち、出席者は五一〇余名、委任状が一二、四九七名。総会は委任状を含めた出席者の過半数を超えていたので、すでに成立、議案も賛成が過半数を超えていたので、セレモニー総会的であった。

ところが、度肝を抜かれたのは、いきなり「君が代」齊唱で開会の幕が開いたことである。毎年参加している人に聞いたところ「今までになかった。今年初めてだ。どうしてこうなったのだろう」と訊っていた。いま、集団的自衛権、憲法九条改憲解釈、法人税減税、消費税増税、マイナンバー導入等、税の使い方・取り方に大きな関心が寄せられている時、「税の専門家集団」といわれる税理士会が、その総会を「君が代」齊唱から始めたことに大きな違和感を覚えた。これでは「税理士会」という組織は納税者の立場に立ち、納税者の権利を守る組織というより、国・国税庁の代理機関と疑われても仕方がない。

五十八回という総会史上初めての「君が代」であるということに、開会あいさつで神津会長が述べた「記念すべき総会」の意味は、ここにあったのか?

(了解を得て、町田税経センター
 「事務所通信」二五七号より T I)